

市第4号議案 横浜市敬老特別乗車証条例の一部改正について

【改正理由及び概要】

- 敬老パス制度については、持続可能な制度とすることを目標として、平成21年の12月に制度見直しの考え方を3案提示して以降、市民アンケートの実施等を経て、本年10月の改正実施に向けて取組みを進めてきました。
- 今回の見直しは、交通事業者に理解と協力をいただき、市費負担を現年度規模で固定することとして、利用者負担の増を極力抑え、以後当分の間、これを引き上げることなく、安定的に運用できる制度としたものです。
- については、条例別表の負担区分・負担額について見直しを提案します。

1 敬老特別乗車証制度の見直しについて

・基本的な考え方

・市（市税）、利用者、交通事業者の三者の負担で支えあう制度として見直しを進めます。

(1) 横浜市(市税)の負担

市費負担を 88.5億円（23年度歳出予算額）で固定します。

(2) 利用者の負担

利用者負担は、平均で概ね1.1倍程度の引上げ（下表参照）とし、以降当分の間は固定します。

(3) 交通事業者の負担

事業費（交通事業者への支払い額）は、当分の間、上記(1)市費負担と(2)利用者負担の合計額に抑えます。

2 利用者負担の見直しについて

(1) 改正内容(案)

ア 負担区分及び負担額の改正案

		利用者負担額対照表(年額)			
		現行(23年度予算)		改正案(23年度予測)	
		負担額	交付者数	負担額	交付者数
	障害者等	無料	34,151人	無料	23,469人
	生活保護受給者	無料	34,151人	-	10,682人
非市本課民人税税が	世帯全員非課税	3,200円	171,491人	3,200円	77,743人
	同一世帯に課税者がいる	3,200円	171,491人	4,000円	93,748人
市本税人課が税	合計所得金額が150万円未満	6,500円	94,746人	7,000円	36,785人
	合計所得金額が150万円以上250万円未満	8,000円	31,730人	8,000円	57,961人
	合計所得金額が250万円以上500万円未満	8,000円	31,730人	9,000円	27,932人
	合計所得金額が500万円以上700万円未満	8,000円	31,730人	10,000円	3,798人
	合計所得金額が700万円以上	19,500円	3,616人	20,500円	3,616人
		335,734人	100.00%	335,734人	100.00%

イ 生活保護受給者の無料区分の見直しについて

以下により、「世帯全員非課税」の区分として利用者負担を設定します。

- (ア) 生活保護受給者の日常生活における交通費は、生活扶助費に含まれていると解されている。
- (イ) 基礎年金を主な収入として生活するなどの比較的所得の低い方々にも一定の負担をお願いしている。

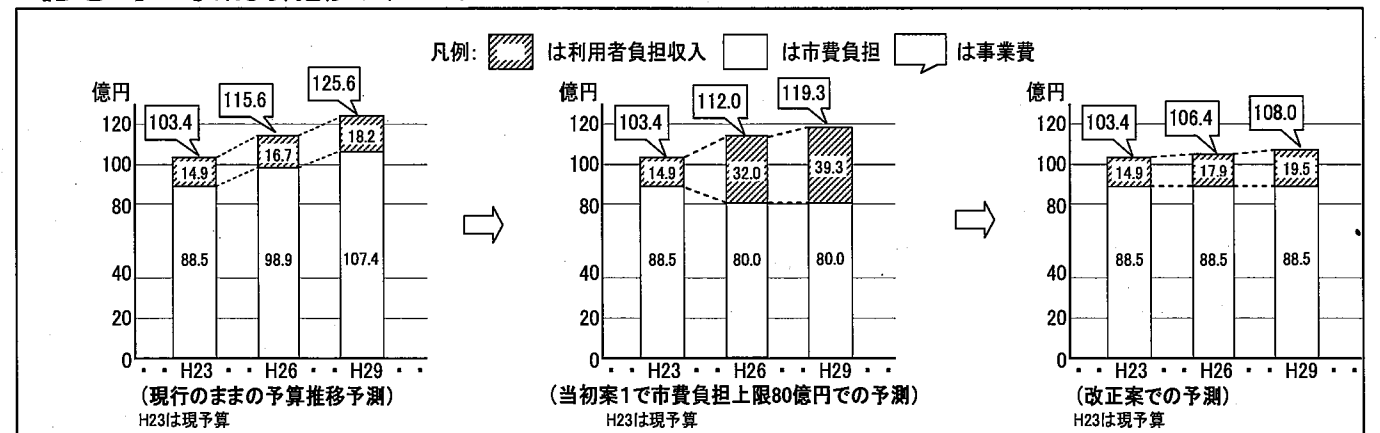
(2) 施行期日(案)

・平成23年10月1日

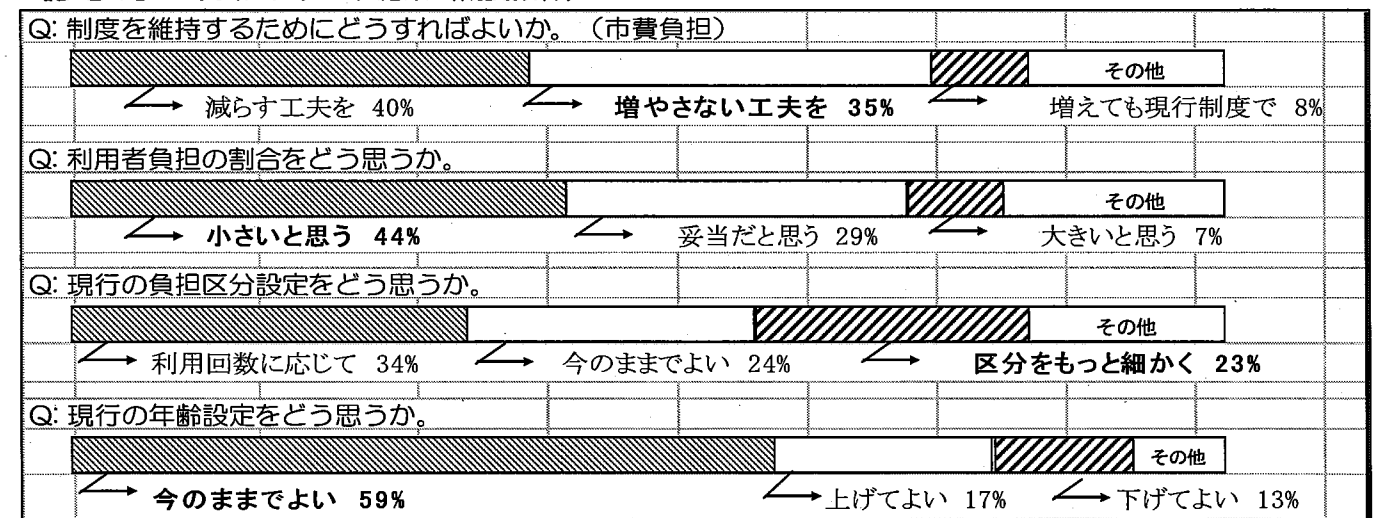
【参考1】 見直し案の概要(当初案1と今回提案との比較)

比較項目	現行の制度(改正なし)	当初に提示した案1	今回提案
1 市費負担の額	・今後100億円を超えて、増加を続けます	・市費負担の上限を設定する。(例:80億円)	・現状の88.5億円を固定する。
2 利用者負担の見直し	・現状維持	・23年度に1.8倍、(上限80億円の場合)、その後3年毎の改正 ・29年度に現状の2倍程度を想定	・23年度に1.1倍(試算) ・23年度実施後、当分の間は変更しない。
	(1)所得区分の見直し	・合計所得金額等による5段階	・現状のまま5段階を想定
	(2)生活保護受給者の区分	・無料区分	・介護保険料段階を参考に8段階へ増設。 ・非課税者(非課税世帯)として区分(有料化)
3 交通事業者への支払い(=「事業費」)	・現状の積算方式のまま  (路線バスの場合) 「乗車単価」×「利用回数」×「交付者数」 135円 月間15回		・当分の間は、固定した市費88.5億円とその年に見込まれる利用者負担収入を財源とし、その合計額とする。

【参考2】 事業予算推移のイメージ



【参考3】 市民アンケート結果(概要抜粋)



実施期間:平成22年9月30日から10月31日  
対象者数:3万人  
回答数:15,224通(回答率50.7%)